

番 号 : 170360

国 名 : ウガンダ

担当部署 : 農村開発部農業・農村開発第二グループ第五チーム

件 名 : コメ振興プロジェクト (稲育種)

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 稲育種
- (2) 格 付 : 2号
- (3) 業務の種類 : 専門家業務

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2017年7月中旬から2018年3月中旬まで
- (2) 業務M/M : 国内0.60M/M、現地2.73M/M、合計3.33M/M
- (3) 業務日数 : 準備期間 現地業務期間(渡航2回) 整理期間
 7日 37日+45日 5日
 - ・ 第1次 国内準備4日、現地業務37日、国内整理1日
 - ・ 第2次 国内準備3日、現地業務45日、国内整理4日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数1部
- (2) 見積書提出部数 : 1部
- (3) 提出期限 : 6月21日(12時まで)
- (4) 提出方法 : 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)(いずれも提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約(単独型)公示案件(再公示含む)より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細についてはJICAホームページ(ホーム>JICAについて>調達情報>公告・公示情報/結果>コンサルタント等契約案件公示(業務実施契約(単独型))>業務実施契約(単独型)公示にかかる応募手続き)

<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/procedure.pdf>

をご覧ください。なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

- (5) 評価結果の通知 : 提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2017年7月4日(火)までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等 :

①業務実施の基本方針

16点

- ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
 (2)業務従事予定者の経験能力等：
 ①類似業務の経験 40点
 ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
 ③語学力 16点
 ④その他学位、資格等 16点
 (計100点)

類似業務：	稲育種に関する各種業務
対象国／類似地域：	ウガンダ／全途上国
語学の種類：	英語

5. 条件等

- (1)参加資格のない社等：なし
 (2)必要予防接種
 黄熱：入国に際してイエローカード（黄熱病予防接種証明書）が必要です。

6. 業務の背景

ウガンダは、年平均気温20℃、年間降水量1,500～1,750mmと農業生産に適した自然条件を有し、農業は、GDPの約20%、輸出の約48%、雇用の約73%を占める基幹産業である。農家の平均営農面積は1ha以下で、小規模農家による自給自足的農業が中心であり、主食作物としてプランティン、サツマイモ、キャッサバ等、商品作物としてコーヒー、ゴマ、サトウキビ等が栽培されている。

ウガンダにおいてコメは、以前より湿地帯の多い東部地域において栽培されてきたが、特に近年において生産量の伸びが著しい。この背景には、他の主要作物と比べて調理が簡単で食味も良いことなどに起因した、主に都市部における需要の増大にある（一人当たりの消費量が8kg/年）。しかし現在の年間コメ生産量(16万トン)は未だ消費量(22万トン)を下回っており、更なるコメ生産量の増加がウガンダ農業における課題の一つとなっている。

コメ生産量増加には研究機関において稲作に関する適正技術が開発されるとともに、稲作農家にその適正技術が普及される必要がある。現在このため、農業畜産水産省、副大統領府、地方政府、国家普及局、国家農業研究機構（NARO）、NGO等が連携して技術の普及に努めている。こうした活動の成果として、生産量及び生産面積は順調に増加しているが、単位面積当たりの生産量（収量）は伸び悩んでいる。

ウガンダでは、最新の国家開発計画（NDP：2010-2015）において、農業を経済発展のための優先セクターと位置付け、同セクター開発戦略投資計画（DSIP、2010/11～2014/15年）ではコメを戦略作物と位置づけている。また2008年にはコメの増産目標等を記載した国家コメ振興戦略（UNRDS）が策定され、JICAはUNRDSに基づき、稲作に関する技術開発普及を目的に2011年10月から2018年3月までの予定で「コメ振興プロジェクト」を実施している。

近年、稲の生産に大きな影響を与えるRice Yellow Mottle Virus (RYMV)の被害が深刻化しつつある。アフリカ特有の病害を引き起こすRYMVは、発生生態がまだ十分に解明されておらず、効果的な防除法が確立されていないため、抵抗性品種を用いることが、最良の防除策であり、ウガンダの環境に適した、RYMV抵抗性品種の育成が求めら

れている。

JICAでは2009年よりこれまでに12回稲育種の専門家を派遣し、RYMV抵抗性をもつ品種の検討、交配、抵抗性検定による育成系統の選抜などを行ってきた。

本専門家は、これまでに選抜された最も世代の進んだ育成系統を実用形質により選抜することを中心としつつ、その他の育成系統の交配、抵抗性検定などを含めた育成系統の選抜・評価に関する技術指導をカウンターパート機関であるNaCCRI（以下、C/Pという。）においてRYMVの抵抗性育種を題材に実施する。RYMV抵抗性系統の育成は最終段階に近づいており、今回の派遣により、有望系統の品種の推薦が行われ、本プロジェクトが終了する2018年3月以降はC/Pが独力で育成系統の交配・選抜・評価を実施できるようになることが期待される。

7. 業務の内容

本業務従事者は、本プロジェクトの長期専門家及びC/Pと協働で、本プロジェクトで実施中の稲作振興のための研究のうち、稲育種について、これまでの活動内容、課題を整理し、我が国類似案件での経験・教訓、これまでの活動実績及びC/Pとの意見交換を踏まえ、C/Pの持続的・自立的な研究実施能力が向上することを目的として業務を遂行する。

具体的活動内容は次の通りとする。

- (1) 第1次国内準備期間（2017年7月中旬 3日間）
 - ① 既存・関連資料の収集・整理・分析を行い、本業務の実施に必要な情報を入手する。
 - ② ワークプランを作成しJICA農村開発部へ提出・説明する。
- (2) 第1次現地派遣期間（2017年7月22日～8月27日 37日間）
 - ① C/Pと共に現在プロジェクトで育成している水稻系統に対し、RYMV抵抗性検定などを行い、病調などに基づき有望な系統を選抜し、その過程で技術移転を行う。
 - ② C/Pと共に選抜されたRYMV抵抗性系統について、実用形質による選抜を行い、その過程で技術移転を行う。
 - ③ C/Pと共に生産力検定試験を基に、遺伝的固定が確認された系統を、新品種候補系統として選抜し、その過程で技術移転を行う。
 - ④ 現地業務結果報告書を作成し（英文2部）、プロジェクトチーム、C/P機関に提出する。なお、報告書には、9月に行われる次期プロジェクトの詳細計画策定調査に向け、次期プロジェクトへのさらなる改善提案、また、プロジェクト終了後の持続的な遺伝子資源の管理について助言を盛り込むこととする。
- (3) 第1次帰国後整理期間（2017年9月上旬 1日間）

現地業務結果報告書（英文）とともにJICA農村開発部へ提出及び報告を行う。
- (4) 第2次国内準備期間（2018年1月上旬 3日間）
 - ① 現地専門家とC/Pと連絡を取り、現地の圃場状態や育成系統の栽培状態などの情報を収集・整理・分析を行い、第2次現地派遣業務の実施に必要な情報を入手する。
 - ② 第2次現地派遣業務の現地ワークプランを作成し、JICA農村開発部へ提出・説明する。

- (5) 第2次現地派遣期間（2018年1月中旬～2月下旬45日間）
- ① C/Pと共に第1次派遣の際に選抜し、育成をおこなった水稻系統に対し、RYMV抵抗性検定などを行い、病調などに基づき有望な系統を選抜し、その過程で技術移転を行う。
 - ② C/Pと共に、選抜されたRYMV抵抗性系統について、実用形質による選抜を行い、その過程で技術移転を行う。
 - ③ C/Pと共に、第1次現地派遣の際に、選抜した新品種候補系統の生産力検定試験並びに現地適応性検定試験、栽培比較試験を行い、その結果を基に、有望系統があれば、新品種候補系統として推薦し、その過程で技術移転を行う。
 - ④ 現地業務結果報告書を作成し（英文2部）、プロジェクトチーム、C/P機関に報告する。なお、現地報告書には、これまでの育種に係る活動実績、技術について取りまとめ、今後の育種に関する提言を盛り込むこととする。
- (6) 第2次帰国後整理期間（2018年3月上旬 4日間）
- ウガンダにおける育種についての活動成果をまとめた専門家業務完了報告書(和文)を作成し現地業務結果報告書(英文)とともにJICA農村開発部へ提出及び報告を行う。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は（3）専門家業務完了報告書とする。

- (1) ワークプラン（全体、第2次現地派遣分）（英文4部：JICA農村開発部、JICAウガンダ事務所、プロジェクトチーム、C/P機関）
現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容（案）などを記載する。
- (2) 現地業務結果報告書（各派遣時）（英文4部：JICA農村開発部、JICAウガンダ事務所、プロジェクトチーム、C/P機関）記載項目は以下のとおり。
 - ① 業務の具体的内容
 - ② 業務の達成状況
 - ③ プロジェクト終了後の持続的な遺伝子資源の管理への課題及び助言を盛り込むこととする。
- (3) 専門家業務完了報告書（全体）（和文1部：JICA農村開発部）
記載項目は以下のとおり。体裁は簡易製本とし、電子データを併せて提出することとする。
 - ① 業務の具体的内容
 - ② 業務の達成状況
 - ③ 業務実施上遭遇した課題とその対処
 - ④ プロジェクト実施上での残された課題（各種研修教材の作成にかかわるもの）
 - ⑤ その他：研修等で作成した稲育種に関するマニュアルや指導手引き等を参考資料として添付すること。
 - ⑥ プロジェクト終了後の持続的な遺伝子資源の管理への課題及び助言を盛り込むこととする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

を参照願います。留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）

航空経路は、東京⇒ドバイまたはドーハ⇒エンテベ⇒ドバイまたはドーハ⇒東京を標準とします。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

①現地業務日程

第1次現地派遣期間は2017年7月22日～2017年8月27日を予定しています。

第2次現地派遣期間は2018年1月中旬～2018年2月下旬の45日間を予定しています。

②現地での業務体制

本業務に係る現地プロジェクトチームの構成は、以下のとおりです（本業務の現地作業期間に派遣されている専門家のみ）。

- ア) チーフアドバイザー/陸稲（長期派遣専門家）
- イ) 業務調整/圃場実習（長期派遣専門家）
- ウ) 稲作アドバイザー（水稲）（長期派遣専門家）
- エ) 稲作普及（長期派遣専門家）
- オ) 広域研修企画調整（短期派遣専門家）

③便宜供与内容

JICAウガンダ事務所及びプロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎
あり
- イ) 宿泊手配
あり
- ウ) 車両借上げ
全行程に対する移動車両の提供
- エ) 通訳備上
なし
- オ) 現地日程のアレンジ
適宜サポートします
- カ) 執務スペースの提供
あり（稲研究・研修センター内（ネット環境完備））

(2) 参考資料

①本業務に関する以下の資料を当機構農村開発部農業・農村開発第二グループ第5チーム（TEL:03-5226-8427）にて配布します。

- ・PDM（最新版）
- ・ウガンダコメ振興プロジェクト終了時評価報告書
- ・稲育種専門家報告書（前回派遣時）

②本業務に関する以下の資料が当機構図書館のウェブサイト（<http://libopac.jica.go.jp/>）で公開されています。

- ・ウガンダ共和国コメ振興プロジェクト詳細計画策定調査報告書（<http://libopac.jica.go.jp/images/report/12066866.pdf>）
- ・ウガンダコメ振興プロジェクト中間評価報告書（http://open_jicareport.jica.go.jp/pdf/12183539.pdf）

（3）その他

①複数従事者の提案禁止

業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

②安全管理

現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICAまるまるウガンダ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。

③不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」
<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>

の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。

以上